



## ～生産緑地制度に関するお知らせ～ 生産緑地の新規指定申出の受付について



### 生産緑地とは

市街化区域内において、緑地機能の優れた農地等を計画的に保全し良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画で決定するものです。

### 生産緑地に指定されると

○農地等として適正に管理・保全する義務が生じます（原則 30 年間の管理義務）。

※指定から 30 年が経過した場合や主たる農業者が死亡または故障により営農できなくなった場合は、市に対して生産緑地の買取り申出をすることが可能です。

○相続税等の納税猶予の適用を受けることができます（終身営農で免除）。

○固定資産税等が農地課税になります。

**受付期間：毎年 4 月 1 日～5 月 31 日**

（土・日・祝日は除く）

※お早めに相談・提出をお願いします

### 生産緑地の指定要件

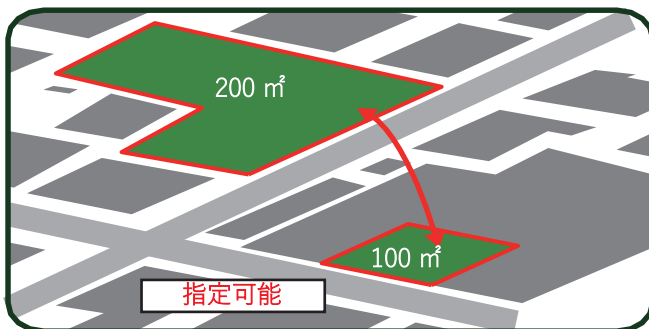
- ①現に農業の用に供されていること
  - ②一団の農地\*として 300 m<sup>2</sup>以上の農地等であること
  - ③農地等利害関係人全員の同意があること
  - ④農業の継続が可能であること
- ※別途、農業委員会で農地台帳に登録されていること

### 提出書類

- ①生産緑地指定申出書【様式 1】
- ②生産緑地指定申出同意書【様式 2】（申出者含む農地等利害関係人全員分）
- ③印鑑登録証明書【原本】  
（申出者含む農地等利害関係人全員分）
- ④位置図（住宅地図等）
- ⑤登記事項証明書（登記簿謄本）【原本】
- ⑥公図【原本】
- ⑦その他必要な書類  
委任状、部分指定の時は地積測量図【原本】

法務局

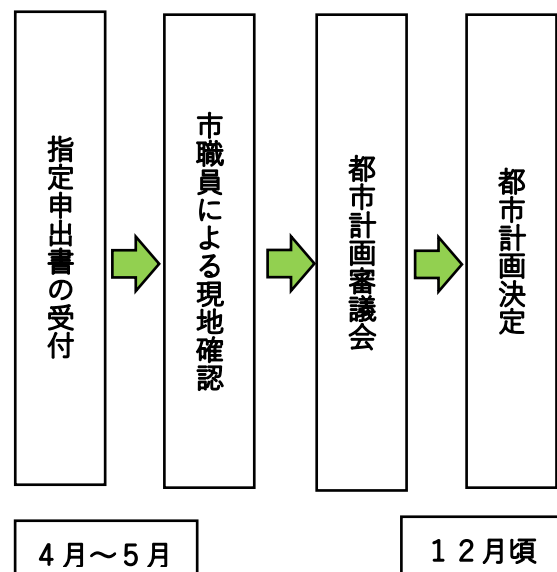
### \*一団の農地の考え方



隣接していなくても、同一または隣接する街区に複数の農地があれば、一団の農地とみなして生産緑地に指定することができます。

ただし、一団の農地を構成する個々の農地面積が 100 m<sup>2</sup>以上は必要となります。

### スケジュール



お問い合わせ 大和高田市役所 〒635-8511 大和高田市大字大中 98 番地 4  
TEL：0745-22-1101 FAX：0745-52-2801  
生産緑地について 都市計画課 計画係（市役所 3 階）  
農地について 農業委員会（市役所 4 階）  
固定資産税について 税務課 固定資産税係（市役所 2 階）  
相続税の納税猶予について 葛城税務署 TEL：0745-22-2721